

◆ 教育職員免許関連規則

(1) 東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則

制定	昭55. 6. 24	評議会可決	
改正	昭57. 3. 2、	昭57. 4. 10、	昭58. 5. 19
	同60. 4. 22、	同62. 4. 1、	同63. 5. 30
	平 2. 5. 15、	平 3. 4. 24、	平 4. 4. 28
	同 5. 4. 20、	同 6. 7. 12、	同 7. 5. 16
	同 8. 3. 19、	同 8. 6. 11、	同 9. 4. 22
	同 9. 5. 20、	同10. 7. 14、	同12. 7. 11
	同13. 2. 20、	同14. 4. 16、	同15. 4. 22
	同16. 3. 16、	同17. 6. 28、	同18. 3. 31
	同18. 4. 18、	同19. 2. 23、	同20. 2. 22
	同22. 3. 8、	同23. 3. 9、	同24. 3. 14
	同24. 5. 23、	同26. 2. 17、	同27. 2. 17
	同28. 3. 2、	同29. 2. 22、	同30. 3. 16
	同31. 2. 19、	令 3. 2. 16	

第1条 この規則は、東京大学学生が教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める教育職員普通免許状(以下「免許状」という。)授与の所要資格(以下「授与資格」という。)を取得するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 東京大学において、授与資格を取得することができる免許状の種類及び免許教科は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

第3条 免許状(養護教諭免許状を除く。以下この項において同じ。)の授与資格を取得しようとする者は、免許状の種類及び免許教科に応じ、教科及び教職に関する科目について所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の教科に関する科目については各学部又は各研究科若しくは各教育部において、及び教職に関する科目については各学部において、これを定める。

3 各研究科又は教育部における教職に関する科目については各研究科又は教育部において開設し、教育学研究科の教職に関する科目にならうこととする。

第4条 養護教諭免許状の授与資格を取得しようとする者は、養護に関する科目について所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の養護に関する科目については医学系研究科において、これを定める。

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、各学部又は各研究科若しくは各教育部で定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日以前に入学した者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月18日から施行し、この規則による改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 5 月 23 日から施行し、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置については、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における

教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に大学に入学し、引き続き在学する者については、改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1

学部

授与資格を取得することができる 学部学科又は課程		授与資格を取得することができる免許状の種類及び免許教科		
学部	学科又は課程			
法学部		高等学校教諭一種免許状	(公民)	
工学部	都市工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)	
	機械情報工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業・情報)	
	航空宇宙工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)	
	電子情報工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)	
	物理工学科		中学校教諭一種免許状	(数学)
			高等学校教諭一種免許状	(数学・工業)
	計数工学科		中学校教諭一種免許状	(数学)
			高等学校教諭一種免許状	(数学・情報)
	マテリアル工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)	
	応用化学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)	
	化学システム工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)	
	化学生命工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)	
システム創成学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)		
文学部	人文学科	中学校教諭一種免許状	(国語・社会・英語)	
		高等学校教諭一種免許状	(国語・地理歴史・公民・英語)	
理学部	数学科	中学校教諭一種免許状	(数学)	
		高等学校教諭一種免許状	(数学)	
	情報科学科	高等学校教諭一種免許状	(情報)	
	物理学科		中学校教諭一種免許状	(理科)
			高等学校教諭一種免許状	(理科)
	天文学科		中学校教諭一種免許状	(理科)
			高等学校教諭一種免許状	(理科)
	地球惑星物理学科		中学校教諭一種免許状	(理科)
			高等学校教諭一種免許状	(理科)
	化学科		中学校教諭一種免許状	(理科)
			高等学校教諭一種免許状	(理科)
	生物化学科		中学校教諭一種免許状	(理科)
			高等学校教諭一種免許状	(理科)
	生物学科		中学校教諭一種免許状	(理科)
			高等学校教諭一種免許状	(理科)
	地球惑星環境学科		中学校教諭一種免許状	(理科)
			高等学校教諭一種免許状	(理科)

農学部	応用生命科学課程	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科・農業)
	環境資源科学課程	中学校教諭一種免許状	(社会・理科)
		高等学校教諭一種免許状	(地理歴史・公民・理科)
	獣医学課程	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(理科)
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	(公民)
	経営学科	高等学校教諭一種免許状	(公民)
教養学部	教養学科	中学校教諭一種免許状	(国語・社会・英語)
		高等学校教諭一種免許状	(国語・公民・英語)
	学際科学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(地理歴史・理科・情報)
	統合自然科学科	中学校教諭一種免許状	(数学・理科)
		高等学校教諭一種免許状	(数学・理科)
教育学部	総合教育科学科	中学校教諭一種免許状	(社会・保健体育)
		高等学校教諭一種免許状	(地理歴史・公民・保健体育)

〔注意〕

- ・ 次の課程は 2021 (令和 3) 年度学部入学者より廃止する。
工学部建築学科：高等学校教諭一種免許状 (工業)

別表第 2

大学院

授与資格を取得することができる 研究科又は教育部専攻		授与資格を取得することができる免許状の種類及び免許教科	
研究科又は教育部	専攻		
人文社会系 研究科	基礎文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・公民)
	日本文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(国語・社会)
		高等学校教諭専修免許状	(国語・地理歴史)
	アジア文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(国語・社会・中国語)
		高等学校教諭専修免許状	(国語・地理歴史・公民・中国語)
	欧米系文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・英語・ドイツ語・フランス語)
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・英語・ドイツ語・フランス語)
	社会文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(公民)
	韓国朝鮮文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史)
教育学研究科	総合教育科学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・保健体育・保健)
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・公民・保健体育・保健)

	学校教育高度化専攻	小学校教諭専修免許状 (一種免許状取得者のみ)	
		中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・公民)
総合文化研究科	言語情報科学専攻	中学校教諭専修免許状	(国語・英語)
		高等学校教諭専修免許状	(国語・英語)
	超域文化科学専攻	中学校教諭専修免許状	(国語)
		高等学校教諭専修免許状	(国語)
	地域文化研究専攻	中学校教諭専修免許状	(英語)
		高等学校教諭専修免許状	(英語)
	国際社会科学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(公民)
	広域科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
理学系研究科	物理学専攻	中学校教諭専修免許状	(数学・理科)
		高等学校教諭専修免許状	(数学・理科)
	天文学専攻	中学校教諭専修免許状	(数学・理科)
		高等学校教諭専修免許状	(数学・理科)
	地球惑星科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	化学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	生物科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
工学系研究科	都市工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
	精密工学専攻	中学校教諭専修免許状	(数学・理科)
		高等学校教諭専修免許状	(数学・理科・工業)
	航空宇宙工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)
		物理工学専攻	中学校教諭専修免許状
高等学校教諭専修免許状	(理科)		
マテリアル工学専攻	高等学校教諭専修免許状	(工業)	
農学生命科学研究科	生産・環境生物学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科・農業)
	応用生命化学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	森林科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科・農業)
	水圏生物科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)

		高等学校教諭専修免許状	(理科・水産)
農業・資源経済学専攻		中学校教諭専修免許状	(社会)
		高等学校教諭専修免許状	(公民)
生物・環境工学専攻		中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科・農業)
生物材料科学専攻		中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
応用生命工学専攻		中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
応用動物科学専攻		中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
農学国際専攻		中学校教諭専修免許状	(社会・理科)
		高等学校教諭専修免許状	(地理歴史・理科)
生圏システム学専攻		中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
医学系研究科	健康科学・看護学専攻	中学校教諭専修免許状	(保健)
		高等学校教諭専修免許状	(保健)
		養護教諭専修免許状	
数理科学研究科	数理科学専攻	中学校教諭専修免許状	(数学)
		高等学校教諭専修免許状	(数学)
新領域創成科学研究科	物質系専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	複雑理工学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	先端生命科学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)
		高等学校教諭専修免許状	(理科)
	自然環境学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・理科)
高等学校教諭専修免許状		(地理歴史・理科)	
環境システム学専攻	中学校教諭専修免許状	(理科)	
	高等学校教諭専修免許状	(理科)	
社会文化環境学専攻	中学校教諭専修免許状	(社会・理科)	
	高等学校教諭専修免許状	(公民・理科)	
情報理工学系研究科	コンピュータ科学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)
	数理情報学専攻	中学校教諭専修免許状	(数学)
		高等学校教諭専修免許状	(数学)
	システム情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)
	電子情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)
知能機械情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)	

学際情報学府	学際情報学専攻	高等学校教諭専修免許状	(情報)
--------	---------	-------------	------

(2) 「東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則」運用内規

制定	昭55. 6. 24	評議会可決
改正	同62. 4. 1、	平 4. 4. 28
	平 8. 3. 19、	同13. 2. 20
	同17. 6. 28	

第1条 学生は、その所属する学部学科若しくは課程又は大学院研究科若しくは教育部専攻において取得することができる免許状の授与資格のほか、他の学部学科若しくは課程又は大学院研究科若しくは教育部専攻で開設する教科及び教職に関する科目を履修し、その単位を修得することにより、他の免許状の授与資格を取得することができる。

附 則

この規則は、平成4年4月28日から施行する。ただし、改正後の第1条の規定については、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月28日東大規則第16号) (抄)

1 この規則は、平成17年6月28日から施行し、この規則による改正後の東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

2 (略)

3 「東京大学における教育職員免許状授与資格の取得に関する規則」運用内規の一部を次のように改正する。

第1条中「学府」を「教育部」に改める。

【注意】 他の学部学科・課程又は他の研究科・教育部専攻で開設する教科及び教職に関する科目を履修するに当たっては、当該科目を開設する学部又は研究科・教育部に所属する学生以外は履修できない科目もあるので開設学部等で確認すること。